

「JA北海道厚生連」が特別養護老人ホーム 愛寿苑の管理運営者に決定しました

特別養護老人ホームの管理運営につきましては、平成24年2月に策定された『小清水町特別養護老人ホーム「愛寿苑」改築及び管理運営に関する基本構想』において、時代の潮流とともに、経済市場における柔軟な経営力と入所者のニーズに合ったサービス向上が期待される「民営化」の方針とされたところでありまして、この方針に基づき、施設管理者の選定を進めてきたところであります。

この度、北海道内で厚生病院を運営する「北海道厚生農業協同組合連合会（JA北海道厚生連）」が愛寿苑の管理運営を行うこととなり、6月18日（水）に開催された小清水町議会において、指定管理者として決定いたしました。

同連合会は公共的団体であり、病院事業はもとより、高齢者福祉事業に積極的に取り組む方針の下で、既に特別養護老人ホームの経営実践を持っており、安定した経営と医療と介護の連携による質の高いサービス提供を行っております。

指定の期間につきましては、平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間で、新愛寿苑が平成27年10月に完成し、12月の開設を予定しておりますが、それまでの期間につきましては、現在の愛寿苑の管理運営を行うこととなります。



△移転改築後の特別養護老人ホーム愛寿苑

移転改築工事が本格的に開始されることに先立ち、建設工事業者の主催による安全祈願祭が6月22日（日）に建設地で執り行われました。

施工主の林町長は、「暖かで機能性に優れた新たな施設が完成することを、現在入居されている皆さん、そして入居を待つ高齢者の皆さんとともに心待ちしています。工事関係者の皆さんには、安全な施設の完成をよろしくお祈りします。」と挨拶をし、工事の安全を祈願しました。

所得税及び復興特別所得税の予定納税 （第1期分）の納税をお忘れなく

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）

納付期間 平成26年7月1日～7月31日

（注）土・日・祝日は、金融機関及び税務署の窓口での納付はできませんので、ご注意ください。

予定納税とは

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告等に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則、その1/3相当額をそれぞれ7月（第1期分）、11月（第2期分）に納めていただくことになっています。

（注）平成26年分の予定納税額基準額については、復興特別所得税の額（所得税額の2.1%）を含めて計算されています。

納税する額

予定納税が必要な方には、6月中旬に所管税務署から「予定納税額の通知書」が送付されております。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。

予定納税額及びその計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

予定納税の減額申請

廃業や業況不振、災害などの理由により、平成26年6月30日（月）の現況で、平成26年分の「申告納税見積額（年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額）」が、所管税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます。（「平成26年度分所得税及び復興特別所得税の予定納税の7月減額申請書」）は国税庁ホームページに掲載しています。また、税務署にも用意してあります。

（注）平成26年分の申告納税見積額については、復興特別所得税（所得税額の2.1%）を含めて計算します。

第1期分の予定納税額の減額申請をする場合は、平成26年7月15日（火）までに上記減額申請書を所管税務署に提出してください。所管税務署は、その申請について承認、一部承認又は却下のいずれかを決定し、その結果を書面にてお知らせします。

予定納税の納付

振替納税を利用している方	納期限（平成26年7月31日（木））までに指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。
その他の方	納期限までに金融機関又は所管税務署の窓口で納付してください。 第1期分の納付額が30万円以下の場合には、送付したバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。 また、インターネット（e-Tax）を利用して電子納税ご利用いただけます。電子納税をご利用いただく場合の手続きについては、e-Taxホームページ（ www.e-tax.nta.go.jp ）でご確認ください。

【お問い合わせ先】 網走税務署 ☎0152（43）2181